Ver.1
(R8.10.30)

# いわき市水の官民連携 中部・南部処理区
# 下水道施設管理業務委託
# 募集要項(素案)

令和８年１０月
いわき市生活環境部生活排水対策室

# 目　次

1.事業の概要 ..... 1
1-1.事業の名称 ..... 1
1-2.事業の背景・目的 ..... 1
1-3.本事業の対象施設 ..... 1
1-4.事業方式 ..... 2
1-5.事業範囲 ..... 2
1-6.事業期間 ..... 4
1-7.本事業に係る費用負担 ..... 4
1-8.プロフィットシェア ..... 5
1-9.リスク分担の基本的な考え方 ..... 5
1-10.要求する性能 ..... 5
1-11.事業の実施状況のモニタリング ..... 5
1-12.保険 ..... 5
2.事業者の募集・選定の方法及びスケジュール ..... 6
2-1.募集及び選定方法 ..... 6
2-2.募集及び選定スケジュール（予定） ..... 6
3.事業者の募集に関する事項 ..... 7
3-1.公募参加に関する条件等 ..... 7
3-2.募集に関する留意事項 ..... 9
3-3.参加手続き ..... 11
4.優先交渉権者の選定に関する事項 ..... 12
5.募集要項等に関する説明会 ..... 12
別紙1　いわき市公共下水道事業処理区域図 ..... 13
別紙2　本事業対象施設位置図 ..... 14
別紙3　本事業における共同企業体の取扱いについて ..... 15
1.　共同企業体の運営形態 ..... 15
2.　構成員の要件 ..... 15
3.　必要書類 ..... 15
別紙4　共同企業体協定書（甲型案） ..... 15
別紙5　共同企業体協定書（乙型案） ..... 15

**用語の定義**

| 用語 | 定義 |
|---|---|
| 本市 | いわき市をいう。 |
| 本事業 | いわき市水の官民連携中部・南部処理区下水道施設管理業務委託をいう。 |
| 水の官民連携<br>ガイドライン | 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第 3.0 版（令和 8 年 4 月　国土交通省　水管理・国土保全局）をいう。 |
| 更新支援型事業 | 本事業のうち、水の官民連携ガイドライン等において定められた「水の官民連携」の手法のうち、「管理・更新一体マネジメント方式［レベル 3.5］」の「更新支援型」によって実施する事業をいう。 |
| その他関連事業 | 本事業のうち、更新支援型事業に関連するその他の事業をいう。 |
| 下水道管路施設 | 本事業の対象となる処理区における、公共下水道、農業集落排水処理施設、及び地域汚水処理施設の本管、マンホール、マンホール蓋、取付管、公共桝（汚水及び雨水）、伏越し、都市下水路及びスクリーン等をいう。 |
| 浄化センター等 | 浄化センター、ポンプ場及びマンホールポンプの総称をいう。 |
| 事業者 | 本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。 |
| 任意事業 | 本事業の用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。 |
| 技術提案書類等 | 本事業の募集要項等に基づいて作成する書類・図書等をいう。 |
| 当初義務事業 | 更新支援型事業並びにその他関連事業のうち農業集落排水事業の管路施設に係る業務及び地域汚水事業の管路施設に係る業務の総称をいう。 |
| 優先交渉権者 | 本市と契約の締結を予定する者として、選定協議会が選定した者をいう。 |
| 参加者 | 本事業に係る公募に応募する共同企業体をいう。 |
| 共同企業体 | 複数の企業により構成される企業グループをいう。 |
| 構成員 | 共同企業体を構成する企業をいう。 |
| 代表企業 | 共同企業体を代表する者をいう。本事業のプロポーザル参加資格の申請、入札手続きを行い、共同企業体の結成を行う。 |
| 指名停止 | いわき市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止をいう。 |
| 子会社 | 会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。 |
| 親会社 | 会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。 |
| 選定協議会 | いわき市水の官民連携中部・南部処理区下水道施設管理業務委託事業者選定協議会をいう。 |
| 第一次審査参加者 | 第一次審査に参加する参加者をいう。 |
| 第二次審査参加者 | 第一次審査を通過した参加者をいう。 |

# 1. 事業の概要

## 1-1. 事業の名称

いわき市水の官民連携 中部・南部処理区下水道施設管理業務委託

## 1-2. 事業の背景・目的

本市の下水道事業については、人口減少や施設の老朽化による維持管理費の増大など、事業環境が厳しさを増す中においても、「ヒト・モノ・カネ」の課題に対応しながら、安定的で持続可能な運営が求められている。

このような中、国では、解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP/PFI手法）の活用を推奨している。特に2026（令和8）年に改定されたPPP/PFI推進アクションプラン（内閣府）では、下水道、水道、工業用水の分野において「水の官民連携」の推進が求められている。

本事業は、国の方針や本市の課題等を踏まえ、老朽化対策や自然災害対策の強化、さらには住民サービスの維持向上を図ることを目的に、民間のノウハウや創意工夫を活用し、持続可能な維持管理体制の構築を目指すものである。

## 1-3. 本事業の対象施設

本市は、現在、北部処理区、中部処理区、及び南部処理区の3処理区で公共下水道の整備を進めている。各処理区の区域は**別紙1**のとおりである。本事業の対象は中部処理区及び南部処理区とし、施設の概要は以下のとおりである。

### (1) 処理場（令和8年3月現在）

| 項目 | 中部処理区<br>中部浄化センター※ | 南部処理区<br>南部浄化センター |
|---|---|---|
| 排除方式 | 分流（一部合流） | 分流 |
| 供用開始 | 昭和 61 年 11 月 | 平成 8 年 4 月 |
| 水処理方式 | 標準活性汚泥法 | 標準活性汚泥法 |
| 汚泥処理方式 | 濃縮－消化－脱水－燃料化 | 濃縮－脱水<br>（以降、中部浄化センターに集約） |
| 現有処理能力 | 42,000m³/日 | 8,700m³/日 |

※ 本市が別途発注している「いわき市下水汚泥等利活用事業　維持管理・運営業務委託契約」の対象施設は、本事業の対象外となる。

### (2) ポンプ場・マンホールポンプ・雨水幹線スクリーン（令和8年3月現在）

| | | 中部処理区 | 南部処理区 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ポンプ場 | 雨水 | 12 箇所 | 8 箇所 | 20 箇所 |
| | 汚水 | 6 箇所 | 1 箇所 | 7 箇所 |
| | 合流 | 2 箇所 | － | 2 箇所 |
| | 汚水雨水 | 1 箇所 | － | 1 箇所 |
| 計 | | 21 箇所 | 9 箇所 | 30 箇所 |
| マンホールポンプ | | 10 箇所 | 5 箇所 | 15 箇所 |
| 雨水幹線スクリーン<br>（ポンプ場運転と連動するもの） | | 2 箇所 | － | 2 箇所 |

(3) 管きょ（令和8年3月現在）

| | 中部処理区 | 南部処理区 | 計 |
|---|---|---|---|
| 汚水管 | 467,807m | 107,553m | 575,360m |
| 雨水管 | 107,509m | 11,606m | 119,115m |
| 合流管 | 38,171m | － | 38,171m |
| 計 | 613,487m | 119,159m | 732,646m |

※ 上記延長には、都市下水路事業で整備し公共下水道に編入した延長を含む。
※ このほか、都市下水路（9,486m）、圧送管、スクリーン及び樋門等も対象。
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の計と合計とが一致しない場合がある。

(4) その他

上記のほか、以下の農業集落排水事業及び地域汚水処理事業の管路施設を本事業の対象とする。管路施設の位置は**別紙2**のとおりである。

① 農業集落排水事業の管路施設（令和8年3月現在）

| 地区名 | 渡辺 | 遠野 | 計 |
|---|---|---|---|
| 管きょ延長 | 10,896m | 27,737m | 38,633m |

② 地域汚水処理事業の管路施設（令和8年3月現在）

| 地区名 | 勿来白米 | 南台 | 草木台 | 洋向台 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管きょ延長 | 8,579m | 21,083m | 11,144m | 15,295m | 56,101m |

## 1-4. 事業方式

本事業は、水の官民連携ガイドライン等において定められた「水の官民連携」の手法のうち、「管理・更新一体マネジメント方式［レベル3.5］」の「更新支援型」によって実施する事業（以下「更新支援型事業」という。）及び関連するその他の事業（以下「その他関連事業」という。）を組み合わせた事業方式とする。各事業の対象となる施設及び事業開始年度は以下のとおりである。

| 事業 | 対象施設 | 事業開始年度 |
|---|---|---|
| 更新支援型事業 | ・ 中部・南部処理区の下水道管路施設<br>・ 中部処理区の浄化センター等 | ・ 令和10年度 |
| その他関連事業 | ・ 南部処理区の浄化センター等<br>・ 農業集落排水事業の管路施設<br>・ 地域汚水処理事業の管路施設 | ・ 南部処理区：令和11年度<br>・ その他：令和10年度 |

本事業は、本市が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した「性能発注」を原則とする。ただし、中部・南部処理区の下水道管路施設に関する事業については、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行することを予定している。

## 1-5. 事業範囲

### 1-5-1. 義務事業

本事業では、更新支援型事業及びその他関連事業を義務事業とする。義務事業として実施を求める対象施設ごとの対象業務は以下のとおりである。詳細は要求水準書に記載する。

| 種類 | 業務区分 | 業務内容 |
|---|---|---|
| 共通業務 | 1　統括管理業務 | 一元的な業務管理 |
| | | 関係者間調整 |
| | | 工程管理 |
| | | 本市による履行確認の対応 |
| | | セルフモニタリング |
| | | 実施業務のデータ集約、情報の整理 |
| | | 更新計画案の作成 |
| | | 事業管理 |
| | | 災害対応の全体調整 |
| | | 業務実施結果の分析と課題整理、課題についての改善提案 |
| | | 次期官民連携事業に向けた提案 |
| | | 事業マネジメント計画案の作成 |
| | | 人材確保による執行体制の確保 |
| | 2　コンサルタント業務 | 修繕・改築計画策定 |
| | | 基本計画策定（浸水対策） |
| | | 耐震診断業務（管路施設） |
| | 3　その他業務 | 不明水対策に向けた調査・検討 |
| | | 任意事業 |
| 浄化センター及びポンプ場業務 | 1　運転管理業務 | 運転操作 |
| | | 日常点検・巡視 |
| | | 水質管理 |
| | | 汚泥管理 |
| | | 廃棄物管理 |
| | | ユーティリティ調達管理 |
| | | 保安管理 |
| | | 環境整備業務 |
| | 2　保守管理業務 | 点検、検査、測定及び調査 |
| | | 調整、清掃及び消耗品等の交換 |
| | | 異常、劣化及び不具合への対応 |
| | | 消耗品、予備品等の調達及び管理 |
| | 3　修繕業務 | 計画的修繕業務 |
| | | 緊急修繕業務 |
| | 4　スクリーン管理業務 | スクリーン管理 |
| | | 異常時の対応 |
| | 5　緊急対応業務 | 大雨時等の運転対応 |
| | | 地震・津波その他災害発生時の対応 |
| | | 故障、事故及び異常発生時の対応 |
| | 6　その他業務 | 他工事等立会 |
| | | 見学者の対応 |
| 管路施設業務 | 1　計画的維持管理業務 | 点検、調査 |
| | | 清掃 |
| | | 修繕 |
| | 2　住民対応等業務 | 苦情受付及び現地確認 |
| | | 緊急清掃、緊急調査 |
| | | 緊急修繕 |
| | | 他工事等立会 |
| | 3　公共汚水桝設置 | 公共汚水桝設置に関する調査、設計、工事 |
| | 4　排水設備に関する設計審査支援、工事検査支援 | 排水設備に関する設計審査支援、工事検査支援 |

※　修繕・改築計画策定業務に限り、北部処理区も本事業の対象に含むものとする。

なお、事業者は、事業期間中に本事業の対象となる用地及び施設を義務事業の履行に必要な場合に限り使用貸借することができるものとする。ただし、使用上の汚損等は事業者の負担で補償する。また、事業者の事務室への通信機器等の配置及びこれら機器等に係る経費については、事業者の負担とする。

### 1-5-2. 任意事業

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において、本市の事前の承諾を得たうえで任意事業を行うことができる。任意事業を実施するにあたり、本事業の対象となる用地及び施設を活用する場合、当該用地等については本市から事業者に有償で貸し付けるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業の用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、本市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担するものとする。

## 1-6. 事業期間

### 1-6-1. 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとし、本事業に係る事業契約及びその他関係書類（要求水準書及び技術提案書類等）に従い本事業を実施する。

ただし、更新支援型事業並びにその他関連事業のうち農業集落排水事業の管路施設に係る業務及び地域汚水処理事業の管路施設に係る業務（以下、これらを総称して「当初義務事業」という。）については、令和10年1月〇日から令和10年3月31日までの期間を引継ぎ期間とし、事業者は本市又は本市の指定する者より業務の引継ぎを受けるものとする。業務引継に要する費用は、本市又は本市の指定する者及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

また、その他関連事業のうち、南部処理区の浄化センター等に係る業務の引継ぎ期間は、原則として令和11年1月〇日から令和11年3月31日までとする。具体的な引継ぎ方法及び実施工程は、契約後、関係者間で協議して定める。当該業務引継に要する費用についても、本市又は本市の指定する者及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

### 1-6-2. 本事業期間終了時の取扱い

#### (1) 本事業に係る事業者が所有する資産等

本市又は本市の指定する者は、事業者の所有する任意事業等に係る資産のうち必要と認めたものを、残存価値を勘案した金額で買い取ることができる。

本市又は本市の指定する者が買い取るものを除き、事業者が本事業施設内に所有する資産については、本事業終了日又はそれ以降の本市が指定する日において、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業の施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して本市又は本市の指定する者に引き渡さなければならない。なお、買取方法等の詳細については、本市と事業者との協議の上決定する。

#### (2) 業務の引継ぎ

事業者は、要求水準書に定める業務移行期間において、自らの責任及び費用負担により、要求水準の規定に従って本市又は本市の指定する者に対して業務の引継ぎを行うものとする。

## 1-7. 本事業に係る費用負担

### 1-7-1. 義務事業

本市は、義務事業の実施に要する費用を業務委託料として事業者に支払う。

### 1-7-2. 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

### 1-8. プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業者は、事業期間中、ライフサイクルコストの縮減に向けて、本事業の契約締結時に約束された計画や手法等の変更を行う追加的な提案を本市に対して実施することができる。

当該追加的な提案に基づき、事業者と本市が連携して実施する取組みによってライフサイクルコストの縮減が認められた場合、当該コスト縮減分をプロフィットシェアの対象として、事業者及び本市とで費用縮減分をシェアする。他方、当該追加的な提案に基づき実施する取組みを行う上で、本市による協力を特段必要としない場合、当該取組みによって認められたライフサイクルコストの縮減分はプロフィットシェアの対象とはせず、そのすべてを事業者が享受することができる。

コスト縮減分を事業者と本市とでシェアする割合については、事業者から提案を受けた都度、本市と事業者との間で個別に協議した上で決定する。

### 1-9. リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担は、水の官民連携ガイドラインに示された「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方に基づき定めるものとする。本市と事業者の責任分担は、原則として要求水準書（案）に示すリスク分担によることとする。

### 1-10. 要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、別途公表する「要求水準書（案）」に水準等の一部を示している。事業者は、要求水準書（案）に示す要求水準のほか、本募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるよう本事業を実施しなければならない。

### 1-11. 事業の実施状況のモニタリング

#### 1-11-1. モニタリングの目的

事業者が本事業の契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するため、事業者によるセルフモニタリングの実施を義務付けるとともに、本市によるモニタリングを実施する。

#### 1-11-2. モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、モニタリング基本計画書等において定める。

#### 1-11-3. 要求水準未達の場合における措置

本市は、モニタリングの結果、要求水準書及び本事業の契約に定めた要求水準及び条件を満足しないと判断した場合は、本事業の契約やモニタリング基本計画書等の定めに基づき、事業者に対し、是正勧告や委託料の減額、本事業の契約の解除等の措置をとる。

### 1-12. 保険

事業者は、受託者賠償責任保険のほか、本事業の安定的な運営に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については本市の確認を得るものとする。

## 2. 事業者の募集・選定の方法及びスケジュール

### 2-1. 募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を募集要項等の公表を通じて公募し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者を選定するものとする。本事業の事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2-2. 募集及び選定スケジュール（予定）

| 時期（予定） | 内容 |
|---|---|
| 令和8年10月 | 要求水準書（素案）、募集要項（素案）の公表 |
| 令和8年10月 | 要求水準書（素案）、募集要項（素案）に対する意見等の受付 |
| 令和9年1月 | 要求水準書（案）、募集要項（案）の公表 |
| 令和9年1月 | 要求水準書（案）、募集要項（案）に対する意見等の受付 |
| 令和9年4月 | 公募開始（公募資料の公表） |
| 令和9年4月 | 募集要項等に対する質問の受付 |
| 令和9年5月 | 募集要項等に対する質問の回答 |
| 令和9年7月 | 参加表明書及び参加資格確認書類等の受付 |
| 令和9年8月 | 参加資格確認結果の通知 |
| 令和9年8月～9月 | 技術提案書類等の受付 |
| 令和9年10月 | 技術提案書類等の審査 |
| 令和9年10月 | 優先交渉権者選定結果の通知 |
| 令和9年12月 | 本事業の契約締結 |
| 令和10年1月～3月 | 当初義務事業の引継ぎ |
| 令和10年4月 | 当初義務事業の開始 |
| 令和11年4月 | 南部処理区の浄化センター等に係る義務事業の開始 |

## 3. 事業者の募集に関する事項

### 3-1. 公募参加に関する条件等

#### 3-1-1. 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

① 参加者は、複数の企業により構成された共同企業体とする（単独企業での参加は認めない。）。共同企業体の結成に当たっては、以下の②から⑨までに定めるもののほか、**別紙3**に示すとおりの取扱いとする。

② 共同企業体の各構成員は、自らが担当する業務に設けられた参加資格要件を満たすものとする。

③ 参加者は、構成員の中から代表企業1社を定めるとともに、本市との連絡窓口となる統括管理責任者を代表企業より選出する。なお、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各構成員の出資割合又は業務種別（役割分担）を明確にする等、その他必要な諸手続きを行うこと。

④ 参加表明書提出後から優先交渉権者と本市による事業契約締結までの間、代表企業の変更並びに構成員の追加及び脱退は原則として認めない。参加資格確認結果の通知後から優先交渉権者の決定までの間に代表企業が参加資格を欠くに至った場合、当該共同企業体は本事業の公募への参加資格を失うものとする。
ただし、参加資格確認結果の通知後から技術提案書の提出までの間に代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。
なお、優先交渉権者として選定された参加者は、募集要項等で別途定める場合を除き、事業契約締結後においても代表企業の変更並びに構成員の追加及び脱退を行うことはできない。

⑤ 構成員の数に制限は設けない。

⑥ 参加者の構成員は、本事業における他の共同企業体の構成員になることはできない。

⑦ 参加者は、業務の全部を一括して、又は**1-5-1. 義務事業**に定める各業務の主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

⑧ 複数の者で構成する組合等が構成員となる場合は、その組合等に属する者は、本事業における、他の共同企業体の構成員になることはできない。

#### 3-1-2. 構成員の参加資格要件（共通）

構成員は、参加表明書提出日において、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札制限を受けていない者であること。

② 公告日から優先交渉権者を選定する日までの間に、指名競争入札参加者要綱に基づく入札参加者選定基準による指名排除を受けていない者であり、かつ、指名停止基準による指名停止も受けていない者であること。

③ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第４条に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者を除く。

⑤ 国税及び地方税を滞納していない者。

⑥ 本事業に係る本市のアドバイザリー業務に関与していない者。なお、本事業に係る本市のアドバイザリー業務に関与している者は、以下のとおりである。
ア　日本下水道事業団
イ　公益財団法人 日本下水道新技術機構
ウ　有限責任 あずさ監査法人
エ　アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
オ　クリアウォーターOSAKA株式会社

⑦　次のア～イに示す関係に該当する者同士が構成員となる場合は、本事業における、異なる共同企業体の構成員となることはできない。
ア　子会社と親会社の関係にある場合
イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### 3-1-3. 構成員の参加資格要件（業務別）

#### (1) 共通業務に関する参加資格要件

①　統括管理業務の責任者（統括管理責任者）を配置する構成員は、以下の要件を満たさなければならない。
・　⑴⑤、⑵①～③、⑶①～③に掲げた参加要件（令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿）のいずれかを満たすこと。

②　統括管理業務の責任者を補佐する者（副統括管理責任者（管路施設）、副統括管理責任者（浄化センター等））を配置する構成員は、以下の要件を満たさなければならない。
・　⑴⑤、⑵①～③、⑶①～③に掲げた参加要件（令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿）のいずれかを満たすこと。

③　統括管理責任者及び副統括管理責任者のいずれかには、市内に本店を有する企業を構成員として１者以上含めること。

④　コンサルタント業務において、以下の業務を実施する構成員は、令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿において、「測量・調査・設計の部（測量一般及び土木一般）」の登録業者として登録されている者でなければならない。
ア　耐震診断業務（管路施設）

⑤　コンサルタント業務において、以下の業務を実施する構成員は、令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿において、「測量・調査・設計の部（土木関係コンサルタント業務－⑦下水道）」の登録業者として登録されている者でなければならない。
ア　修繕・改築計画策定業務
イ　浸水対策基本計画策定業務

⑥　その他業務の不明水対策に向けた調査・検討を実施する構成員は、⑴⑤、⑶①、⑶③に掲げた参加要件（令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿）のいずれかを満たすこととし、構成員には「測量・調査・設計の部（土木関係コンサルタント業務－⑦下水道）」の登録業者を１者以上含めること。

#### (2) 浄化センター等に係る業務に関する参加資格要件

①　処理区毎の業務責任者を配置する構成員は、以下の全ての要件を満たさなければならない。
・　令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿において、「役務提供の部（41-汚水処理施設運転管理業）」の登録業者として登録されていること
・　下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)に定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けていること

②　以下の業務を実施する構成員は、令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿において、「役務の提供の部」または、「建設工事の部」の登録業者として登録されている者でなければならない。ただし、運転管理業務における廃棄物管理のうち、産業廃棄物運搬業務に従事する構成員は、対象品目の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者でなければならない。
ア　運転管理業務
イ　保守管理業務
ウ　修繕対応業務
エ　スクリーン管理業務
オ　緊急対応業務

#### (3) 下水道管路施設に係る業務に関する参加資格要件

①　以下の業務を実施する構成員は、令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿において、

「役務の提供の部（21-上下水道清掃業）」の登録業者として登録されている者でなければならない。
ア　点検、調査業務
イ　清掃業務
ウ　緊急清掃・緊急調査業務

② 以下の業務を実施する構成員は、令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿において、「建設工事の部（土木一式工事）」の登録業者として登録されている者でなければならない。
ア　修繕業務
イ　緊急修繕業務
ウ　公共汚水桝設置工事
エ　排水設備に関する設計審査支援、工事検査支援

③ 以下の業務を実施する構成員は、令和9年度いわき市入札参加有資格者名簿において、「測量・調査・設計の部（測量一般及び土木一般）」の登録業者として登録されている者でなければならない。
ア　他工事立会業務

④ 下記ア、イの括りごとに、市内に本店を有する企業を構成員として１者以上含めること。
ア　「点検、調査業務」、「清掃業務」、「緊急清掃・緊急調査業務」
イ　「修繕業務」、「緊急修繕業務」、「公共汚水桝設置工事」

### 3-1-4. 配置予定技術者に関する要件

参加者は、本事業の従事者として要求水準書（**別紙7）配置技術者の資格要件等**に定める資格要件を満たす技術者を配置しなければならない。配置予定技術者は、参加表明書提出日時点において、以下の要件をすべて満たす者でなければならない。

① 構成員と直接雇用関係を有していること
② 雇用期間に定めのない雇用契約の社員であること
③ 構成員と3ヶ月以上の雇用関係があること

### 3-1-5. 業務の兼務に関する要件

本事業の統括管理責任者、副統括管理責任者、業務責任者、管理技術者及び照査技術者の兼務に関する要件は、要求水準書（**別紙6）業務実施体制**に定めるものとする。

### 3-1-6. 参加資格確認基準日

参加者は、**3-1-2. 構成員の参加資格要件（共通）**及び**3-1-3. 構成員の参加資格要件（業務別）**に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、本市による参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日（令和9年8月〇日）とする。

### 3-1-7. 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加資格確認結果の通知後から優先交渉権者の決定までの間に代表企業が参加資格を欠くに至った場合、当該企業を代表企業とする参加者は失格とする。

なお、参加資格確認結果の通知後から技術提案書の提出までの間に代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該構成員が請負又は受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認を受けた上で構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める（**3-1-1. 参加者の構成等**参照）。

## 3-2. 募集に関する留意事項

### 3-2-1. 公平な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### 3-2-2. 募集の取りやめ等

本市は、次の場合には参加者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることがある。

① 参加者が連合し又は不穏な行動をなす等、募集を公正・透明に執行することができないと認められるとき。

② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

この場合、本市はその旨を本市のホームページへの掲載により公表する。また、募集の延長若しくは中止に伴い参加者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責を負わない。

### 3-2-3. 参加の無効

提出期限までに参加表明書及び参加資格確認書類を提出しなかった場合並びに参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、参加は無効とし技術提案書類等を提出できないものとする。

また、優先交渉権者の決定までの間に、直接又は間接を問わず、審査委員又は関係者と本事業に関する接触を試みた者の参加は無効とする。

### 3-2-4. 募集要項等の承諾

参加者は、（様式Ⅱ－１）参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

### 3-2-5. 費用負担

技術提案書類等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

なお、入札保証金は免除とする。

### 3-2-6. 使用言語、単位等

参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

### 3-2-7. 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

#### (1) 著作権

技術提案書類等の提出書類の著作権は、当該書類を提出した者に帰属するものとする。ただし、公表、展示又はその他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は必要な範囲でこれを無償で使用することができるものとする。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

#### (2) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、本市が指示した場合を除き認めない。

#### (3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書及び証明書等の写し）の提出を求めることがある。参加者はこれに応じなければならない。

#### (4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽又は不正な記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とし、本公募への参加はできない。なお、虚偽又は不正な記載をした参加者に対して指名停止等の処分を行う場合がある。

#### (5) 提案内容等の取扱い

本公募は優先交渉権者の選定を目的とするものであり、事業者は契約後の業務において、技術提案書類等における提案内容を踏まえて本事業を実施しなければならない。なお、プレゼンテーション・ヒアリング時の応答も、技術提案書類等に記載した提案内容と同様に、本事業の実施に際して履行する義務が伴うものとする。

選定された優先交渉権者とは、後日提案内容等に基づき本事業の事業契約を締結する。なお、要求水準書等は、契約段階において協議の上、若干の修正を行うことがある。

### 3-2-8. 特許権等

技術提案書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権、その他日本国の法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料又は施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

### 3-2-9. 貸与資料の取扱い

本市が貸与する資料は、本事業の参加に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本事業の参加に係る検討の範囲内であっても、本市の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

次に示す貸与資料の貸与を希望する参加者は、事前に（様式Ｉ－１）資料貸与申請書を**3-3-1. 問合せ先**に記載の問合せ先に電子メールで提出すること。

### 3-2-10. 参加者の複数技術提案の禁止

参加者は、1つの技術提案しか行うことができない。

### 3-2-11. その他

本市は、募集要項等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本市ホームページを通じて参加者に通知する。また、募集の公告日以降、募集要項等を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容より優先するものとする。

なお、当該追加資料の公表は、本市ホームページで行うため、閲覧確認の有無について本市に何ら申し立てすることはできない。

## 3-3. 参加手続き

### 3-3-1. 問合せ先

※整理中

### 3-3-2. 募集要項等に関する質問の受付・提出

※整理中

### 3-3-3. 募集要項等に関する質問への回答公表

※整理中

### 3-3-4. 参加表明書及び参加資格確認書類等の受付

※整理中

### 3-3-5. 参加資格確認結果の通知

※整理中

### 3-3-6. 技術提案書類等に関する質問の受付・提出

※整理中

### 3-3-7. 技術提案書類等に関する質問への回答公表

※整理中

### 3-3-8. 技術提案書類等の受付・提出

※整理中

### 3-3-9. プレゼンテーションの実施

※整理中

### 3-3-10. 参加の辞退

※整理中

## 4. 優先交渉権者の選定に関する事項

※整理中

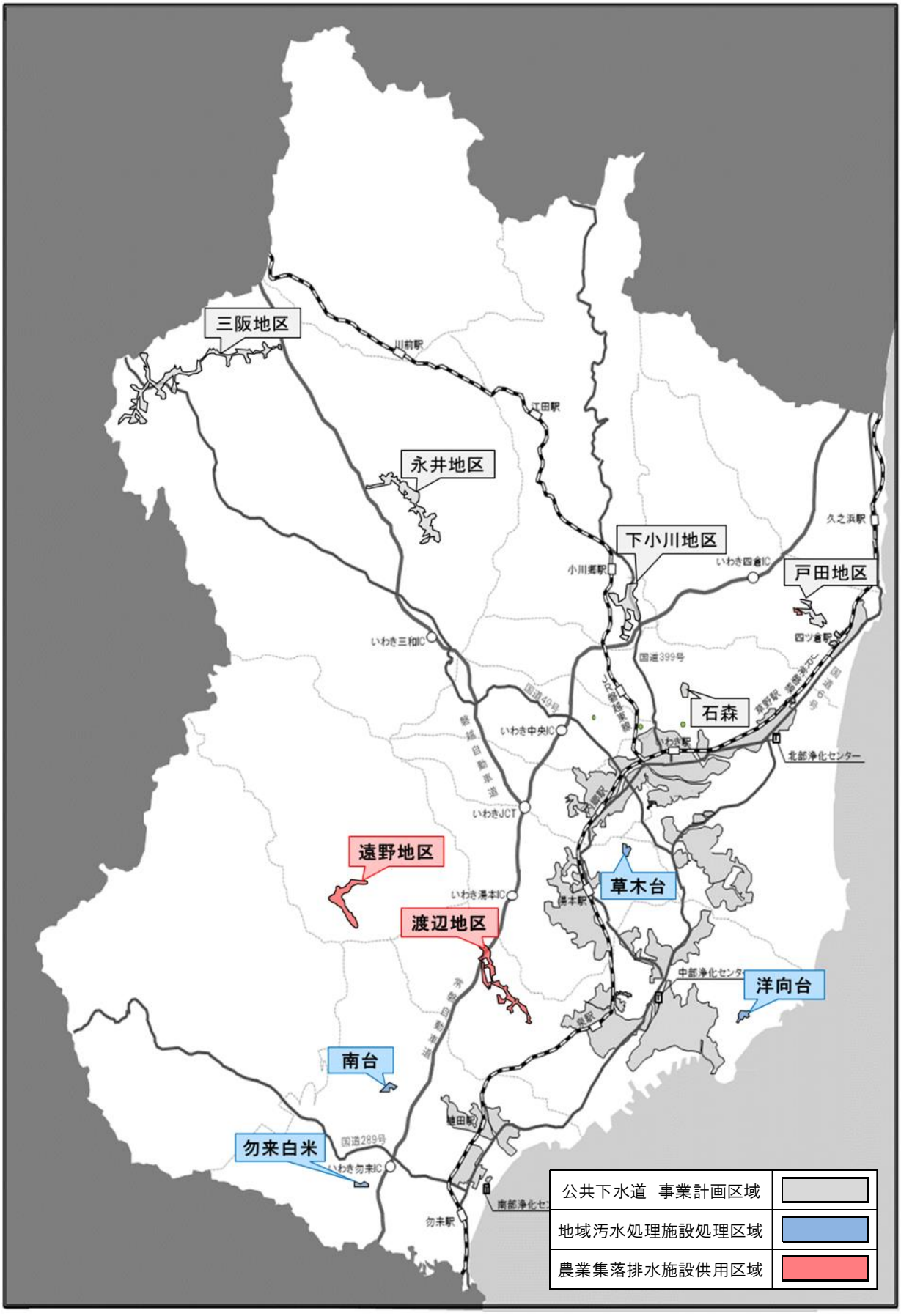
## 5. 募集要項等に関する説明会

※整理中

別紙1　いわき市公共下水道事業処理区域図



別紙2　本事業対象施設位置図



## 別紙3　本事業における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、本事業における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

### 1.　共同企業体の運営形態

本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施し、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

なお、共同企業体の形態は、いわゆる「甲型」（全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員等を拠出して一体となって事業を実施する方式）又は「乙型」（各構成員間で共同企業体の受託した事業をあらかじめ分割し、各構成員はそれぞれの分担に応じた業務について責任を持って実施する方式）のいずれを採用することも認めるものとする。

### 2.　構成員の要件

共同企業体の構成の要件は以下のとおりとする。

① 各構成員の出資比率は、各構成員が均等に出資した場合の一構成員当たりの出資比率の100分の60以上でなければならない。（「甲型」の場合）
② 代表企業の出資比率は、構成員中最大とすること。（「甲型」の場合）
③ 各構成員の業務等の分担について明確にしていること。（「乙型」の場合）

### 3.　必要書類

共同企業体を結成しようとする者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

① 共同企業体協定書の写し
② 委任状の写し

## 別紙4　共同企業体協定書（甲型案）

※整理中

## 別紙5　共同企業体協定書（乙型案）

※整理中